

学生セミナー8回開催

道委託事業で私立高校・大学向け

若年者への消費者教育を充実させるため、ホクネットは道内の私立高校・大学を対象に道から受託した消費者教育セミナー（若年者向け）事業を実施し、初年度は8件、受講311人という実績でした。

民法改正により2022年より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。若年層への消費者教育がますます重要になることから、高校・大学での消費者教育授業に講師を派遣する本事業を2019年度に道から受託しました。

受託団体は複数あり、ホクネットは私立の高校・大学を担当しました。募集は、私立学校協会の協力のもと全道55高校、28大学に案内を郵送し、ホクネットのホームページでも周知を図りました。その結果、10件の申し込みがあり、コロナ対策による臨時休校で2件が中止になりましたが、最終的に2高校・1大学で8講座、受講311人という実績でした（下表参照）。

講座内容は各校の要望を聞き、個別に対応しました。講師は、道尻豊専務理事をはじめ、消費者教育の経験が豊富なホクネット会員の大学教員、弁護士、司法書士があたりました。個別要請にも対応し、学校からは好評でした



旭川明成高校で開催したセミナー。講師は道尻豊専務理事（左奥）

が、受講生の反応を得るため5回目からは感想文をとりました。それによると「実地的な知識で役に立った」「多重債務や悪徳商法による被害事例は怖い」といった感想が寄せられました。一方で、被害事例の恐怖心だけが残らなかったか、正しい知識を身に付けて被害にあわな

消費者教育セミナー一覧
(ホクネット実施分)

	開催日	学校名	テーマ	講師	参加者
1	2019年7月22日 ① 10:50~12:40 ② 13:25~15:10	クラーク記念国際高校	スマートフォン・SNS関連	佐藤 弘直 (札幌大谷大学 准教授)	3年生 22人 2年生 21人
2	11月13日 14:15~15:15	旭川明成高校	アパートを借りた時にありがちなトラブル/クレジット・電子マネーの光と影	道尻 豊 (弁護士)	3年生 32人
3	11月16日 10:10~11:40	クラーク記念国際高校 札幌大通キャンパス	スマホやケータイの賢い使い方 方と危ない使い方	番井 菊世 (司法書士)	Web学習コース 1・2年生 52人
4	11月21日 14:50~16:20	札幌大谷大学社会学部	学生向け契約の基本知識/スマホやケータイの賢い使い方 と危ない使い方	山田 光洋 (弁護士)	基礎ゼミ 2年生 52人
5	11月25日 14:50~16:20	同上	同上	稲川 貴之 (弁護士)	基礎ゼミ 1年生 50人
6	12月16日 13:00~14:30	クラーク記念国際高校 札幌大通キャンパス	クレジット・電子マネーの光と影	沼澤 哲也 (司法書士)	総合進学コース 3年生 29人
7	2020年1月11日 10:10~11:40	同上	同上	竹之内 洋人 (弁護士)	Web学習コース 3年生 53人

いように利用する本来の目的が伝わったか、などが今後の課題と言えそうです。
新年度は専門学校まで範囲を広げ、依頼校の

要望に沿った個別化と講座内容の体系化を進め、さらに充実した講座を目指します。
(小森公一ホクネット理事)

改正民法の解説集 相談窓口向けに作成

消費生活相談窓口向けの2017年改正民法の解説集を作成しました。

民法の債権関係を中心に、内容を大幅に改正する法律が同年6月2日に公布され、3年弱の周知期間を経て4月1日に施行されました。

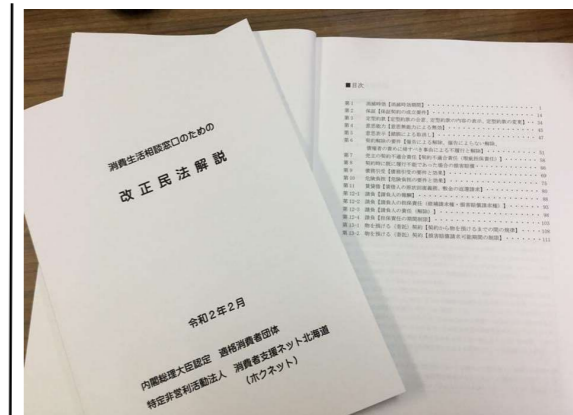
この改正は、主に、契約などによって発生する債権関係の規定について、社会・経済の変化に対応するための見直しを行い、私たちの生活を規律する基本法である民法を分かりやすいものとするを目的としています。

内容は、大きく二つに分けることができます。ひとつは、確立した判例や通説的な見解に基づいて現在通用している基本的なルールを明文化したものです。これには①意思能力を有しなかった当事者がした法律行為が無効であることの明文化②将来発生する債権の譲渡や担保設定が可能であることの明文化③賃貸借の終了時における賃借人の敷金返還請求権や原状回復義務に関する基本的な規律の明文化などがあります。

もうひとつは、社会・経済の変化に対応するため、現在のルールを実質的に変更するものです。これには①職業別の短期消滅時効制度の廃止と、これに伴う消滅時効の起算点及び期間の見直し②年5%の法定利率の年3%への引き下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入③事業用融資の保証人になろうとする個人についての公証人による保証意思確認手続の創設④不特定多数の者を相手方とする定型取引に使用される約款（定型約款）を用いた取引に関する基本的な規律の創設などがあります。

解説集は、これらのうち最も重要と思われる13の制度を選び、具体例とともにわかりやすく説明したものです。消費者が抱えるさまざまな問題への対応の必要性は大きく、それだけに本解説集が消費生活相談に携わる人々のお役に立てることを願っています。

解説集は、昨年の差止事例集に続く消費生活相談窓口向け第2弾で、道の消費者行政推進事



完成した「消費生活相談窓口向けの改正民法解説集」

業の補助金を得ました。2月に刊行し、A4判114ページ。非売品。ホクネットから道内の消費生活相談員に配布しました。

(松久三四彦ホクネット理事長)

「コロナ予防」 消費者庁が啓発

消費者庁は、新型コロナウイルス予防を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌商品等に景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急改善要請を行いました。

2月25日から3月6日までインターネット広告の監視を行った結果、30事業者46商品に消費者が効果を誤認し、感染予防の誤った対応をする可能性があります。

「ビタミンCはコロナウイルスから体を守る」「新型コロナウイルスはマイナスイオンで死滅します」「身に付けるだけで空間のウイルス除去」など

客観性や合理性を欠く誘いにご用心ください。

